消防本部感染症防止対策改修工事（機械設備）

図面リスト

消防本部庁舎

図面目録

図面ＮＯ		名　称	図面ＮＯ		名　称	図面ＮＯ		名　称	図面ＮＯ		名　称
A	1	工事概要・仕上表	A	20	２階・３階塔屋既存天井伏図	E	1	電気設備工事特記仕様書	M	0	機械設備特記仕様書
A	2	建築改修工事特記仕様書１	A	21	１階改修天井伏図	E	2	分電盤結線図・動力盤結線図	M	1	配置図（機械設備）
A	3	建築改修工事特記仕様書２	A	22	２階改修天井伏図	E	3	照明器具姿図	M	2	空調・換気機器表・衛生機器表・器具表
A	4	建築改修工事特記仕様書３	A	23	１階仮眠・待機室・食堂廻り改修平面詳細図	E	4	幹線・動力・非常灯設備・１階改修平面図	M	3	１階改修平面図（機械設備）
A	5	建築改修工事特記仕様書４	A	24	１階救急仮眠室・洗面所・便所・浴室廻り改修平面詳細図	E	5	幹線・動力・非常灯設備・２階改修平面図	M	4	２階改修平面図（機械設備）
A	6	建築改修工事特記仕様書５	A	25	２階消防団本部室・便所・書庫廻り改修平面詳細図	E	6	電灯設備・１階改修平面図	M	5	１階既存平面図（機械設備）
A	7	付近見取・配置図	A	26	建具リスト１	E	7	電灯設備・２階改修平面図	M	6	２階既存平面図（機械設備）
A	8	１階内部既存・改修後仕上表	A	27	建具リスト２	E	8	コンセント設備・１階改修平面図			
A	9	２階内部既存・改修後仕上表	A	28	１階仮眠室・待機室・食堂既存展開図	E	9	コンセント設備・２階改修平面図			
A	10	１階既存平面図	A	29	１階救急仮眠室・２階消防団本部室既存展開図	E	10	弱電設備・１階改修平面図			
A	11	２階既存平面図	A	30	１階便所・２階男女便所既存展開図	E	11	弱電設備・２階改修平面図			
A	12	３階既存平面図	A	31	１階脱衣室・浴室・洗面所廻り既存展開図	E	12	電灯撤去・１階既存平面図			
A	13	１階改修平面図	A	32	１階仮眠室改修展開図	E	13	電灯撤去・２階既存平面図			
A	14	２階改修平面図	A	33	１階待機室・食堂・通信仮眠室改修展開図	E	14	動力・コンセント撤去・１階既存平面図			
A	15	立面図１	A	34	２階消防団本部室・仮眠室改修展開図	E	15	コンセント撤去・２階既存平面図			
A	16	立面図２	A	35	１・２階便所改修展開図	E	16	弱電撤去・１階既存平面図			
A	17	既存断面図	A	36	１階・２階シャワールーム改修展開図	E	17	弱電撤去・２階既存平面図			
A	18	改修断面図	A	37	仮眠室畳ベッド・収納棚詳細図						
A	19	１階既存天井伏図	A	38	１階シャワールーム・洗面所廻り詳細図						

Nakazato Design Office
一級建築士事務所
中里建築設計事務所

特　記　仕　様　書

建物概要	構　造	●ＲＣ　○ＳＲＣ　○Ｓ　○Ｗ
	階	地下　階　地上　２階
	延べ面積	建築図参照　㎡（対象面積　㎡）
	建物用途	建築基準法別表第一　建築図参照 / 消防法施行令別表第一　建築図参照
		耐震安全性の分類 ○特定の施設 ○一般の施設 / 地域係数 ●１．０ ○(　)

工事項目		
給排水衛生工事		空気調和工事
●衛生器具工事	○消火工事	●空気調和工事
●給水工事	○ガス工事	●換気工事
●排水工事（含通気）	○浄化槽工事	
●給湯工事	○厨房器具工事	

Ⅰ　一般事項

1. 本工事は、本特記仕様書によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和４年版）同上監修公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和４年版）並びにびに国土交通省住宅局監修の公共住宅建設工事共通仕様書（令和元年版）（以下標準仕様書という）、国土交通省国土技術政策総合研究所監修建築設備耐震設計・施工指針（２０１４年版）による。
2. 本工事の使用資材の品質、規格、種別等は、本特記による。
3. 本工事に必要な工事用電力、水及び諸手続等の費用はすべて請負業者の負担とする。
4. 施工計画書は、着工に先だち、監督職員に提出する。
5. 本工事に下記の当該職種別技能士を適用させる。（但し●印のみ）
　○配管技能士 ○ダクト板金技能士 ○熱絶縁施工技能士 ○冷凍、空気調和機器施工技能士〔 標P-16 1.5.2〕
6. 本工事で、特記事項に定める「立会検査を要する施工工程」に達するときは、事前に監督員に連絡して立会検査もしくは指示に従うこと。〔 標P-17 1.5.6〕
7. 設計図書に明記なくとも関係法令上または機器の機能上当然必要となるものについては、原則として請負金の範囲内で施工する。
8. 発生材の処理等については、図示によること。〔 標P-10 1.3.9〕
9. 本工事の施工に伴う既設建物の破損箇所は従来にならい復旧する。
10. 前払金について
　○契約金額の４０％の範囲内で請求することができる。
　○出来高予定額の４０％の範囲内で請求することができる。
　{契約会計年度の率は，契約金額の　　%程度，次年度の率は　　%程度である
　○建設工事請負契約書第41条第3項を適用し，原則として契約会計年度に翌会計年度分も含めて，契約金額の４０%の範囲内で請求することができる。
11. 中間前金払い又は部分払いについて
　本工事において，中間前金払い又は部分払いのいずれかを選択するものとする。
　１）中間前金払い
　　○中間前金払いを選択した場合，部分払いは行わない。
　　○中間前金払いを選択した場合でも，契約会計年度末には出来高予定額に応じた部分払いを受けることができる。{契約会計年度出来高予定　　%}
　　中間前金払いは契約金額の２０%以内とし，前金払いとの合計額が契約額の６０%を超えないものとする。
　２）部分払い
　　本工事で前払い金を支払ったものについては２回、支払いがなされていないものについては３回を超えて部分払いをすることはできない。
12. 「工事カルテ」の作成の必要がある場合（工事請負代金が５００万円以上）には，工事実績情報として「工事カルテ」を作成し、監督職員に提出し承諾を受けた後に，（財）日本建設情報総合センターに登録するとともに登録結果（工事カルテ受領書）の写しを監督職員に提出すること。（受注時，変更時及び完成時）
　ただし，期間については契約締結後，土，日，祝日を除く１０日以内とする。〔 標P-5 1.1.4〕
13. 下請工事における管内（市内）建設業者の優先活用について
　１）請負業者は，工事の一部を下請に付する場合は，施工地を管轄する市町村等の管内に主たる営業所を有する者を使用するように努めることとする。
　２）請負業者は，前項で定めた建設業者を活用しない場合は，施工計画書等の提出と併せて「下請工事における管内建設業者等不活用状況報告書」を監督職員に提出すること。
　３）監督職員から指示された場合，「下請業者使用実績報告書」を監督職員に提出すること。
14. 県産資材等の優先使用について
　１）工事に使用する資材については，県内で産出，生産または製造されたもの（以下「県産資材」という。）の優先使用に努めることとし，さらに，県産資材以外の資材等についても，県内に本店を置く資材業者等から調達するよう努めることとする。
　２）以下に記載する「指定主要資材」の中で県産資材を使用しない場合は，「県産資材等不使用状況報告書」を監督職員に提出し，承諾を得なければならない。
　《指定主要資材（７品目）》
　　生コン（レディミクストコンクリート），コンクリート二次製品，石材類，アスファルト合材，木材，樹木，芝
　３）前項の「県産資材等不使用状況報告書」において，第１項の資材業者等から調達しない場合は，その理由を記載すること。
　４）監督職員から指示された場合，「建設資材使用実績報告書」を監督職員に提出すること。
15. 各工種の施工にあたっては，関係法令に定められた有資格者を配置すること。
16. ダンプトラック等による過積載等の防止について
　１）工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
　２）過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
　３）資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することがないようにすること。
　４）さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることがないようにすること。
　５）「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下法という）の目的に鑑み，法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ，同団体等への加入者の使用を促進すること。
　６）下請け契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては，交通安全に関する配慮に欠けるものまたは，業務に関しﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
　７）1）～6）のことにつき，下請契約における受注者を指導すること。

Ⅱ　特記事項

1．特殊な材料と工法	標準仕様書に記載されていない特殊な材料により施工する場合は監督職員の承諾を得ること。なお、特殊な材料による施工は当該製品の指定工法による。
2．建設工事との取合	壁面、天井面等に機器取付のため必要な開口部等を設ける場合の施工の範囲は、設計図書等に明記のない場合は、監督職員の指示によること。
3．別契約との関係工事	別契約の関係工事については、当該工事関係者と協力し、工事の円滑な進ちょくを図るものとし、疑問が生じたら監督職員の指示によること。
4．施工過程における調整	工事現場進行の過程における調整については、地域振興局・支庁の建築担当職員と充分に打合せを行い、指導を受けること。
5．完成図	設計原図を施工現場と一致するよう訂正をした後、下記製本およびＣＤ－ＲＯＭを提出する。訂正した原図は監督員に返納する。〔 標P-19 1.7.2〕（●Ａ－４版１部，●Ａ－３縮小版２部，○Ａ－１サイズ　部）
6．試験成績書	都市ガス設備、液化石油ガス設備は、ガス供給事業者の規定する気密試験成績書を２部提出する。県指定様式による。その他の試験成績書は監督員の指示による。〔 標P-17 1.5.5〕〔 標P-18 1.7.1〕
7．申請書類	本工事の施工に必要な官公署への申請書類は原本またはその写しを２部ずつ作成し、完成図と一緒に提出する。〔 標P-5 1.1.3〕〔 標P-18 1.7.1〕
8．工事報告	工事報告は、別に定める工事出来高報告書により毎月末見込みの出来高等を当月の２０日までに監督員に提出する。（Ａ－４版）
9．工事の記録（工事写真）	(1)監督職員の指示した事項及び監督職員と協議した結果について，記録を整備する。 (2)工事の施工に当たり，試験を行った場合は，直ちに記録を作成する。 (3)次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する場合は，施工の記録，工事写真，見本等を整備する。 (ア)設計図書に定められた施工の確認を行った場合 (イ)工事の施工による隠ぺい等で，後日の目視に検査が不可能又は容易ではない部分の施行を行う場合 (ウ)一工程の施工を完了した場合 (エ)適切な施工の証明を監督職員に指示された場合 (4)(1)から(3)までの記録について，監督職員から請求されたときは，提示又は提出をする。 (5)工事写真は原則としてデジタル写真とし，ファイル形式及び画素数については「鹿児島県電子納品ガイドライン(案)」に準ずること。
10. 施工見本	管の接合，ダクトの接続，保温については，原則として見本を整備すること。その他監督職員との協議により必要と認められたもの等については，監督職員の指示により見本を整備すること。
11. 工事打合簿	工事打合簿については、電子メールにて取り交わすことが出来る。

Ⅲ　特記仕様（下記項目及び特記事項中●印を付けたものを本工事に適用）

項　目	特　記　事　項
1．共通事項	
1．環境への配慮	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に定めるところにより，環境負荷を低減できる機器及び材料を選定するように努める。〔 標P-11 1.4.1〕
2．機　材	使用資機材は，原則新品とし，ＪＩＳ・ＪＷＷＡ等標準仕様書に定められた規格品とする。 使用機材は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料・設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿」記載品、または同等品以上のものとする。〔 標P-11 1.4.2〕
3．化学物質を放散する建築材料等	塗料，接着剤，保温材等の材料については，原則としてホルムアルデヒド等揮発性有機化合物の放散量が小さく建築基準法の規制対象外である「Ｆ☆☆☆☆」の材料を使用すること。〔 監P-66 1.4.1〕
4．防火区画貫通部	区画貫通の管類は、建築基準法に従い施工する。なお、その際の充填材はモルタルまたはロックウールとし、保温材はロックウールとする。 国土交通大臣認定工法（防火パテ等）の使用も可。〔 標P-80 2.8.1,監P-290 2.8.1〕
5．配管用のスリーブ	地中部分等で水密を要する部分はつば付鋼管とし，地中部分で水密を要しない部分のスリーブは，ビニル管とする。 上記以外は原則として亜鉛鉄板製とするが，柱及び梁以外の個所で，開口補強が不要であり，かつ，スリーブ径が200mm以下の部分は，紙製仮枠として良い。 〔 標P-52 2.2.27〕〔 標P-80 2.8.1〕〔監P-290～295〕
6．専用工具の使用	塩ビライニング鋼管、ポリ粉体鋼管及び外面被覆鋼管は、帯のこ盤又は丸のこ機などで切断し、パイプカッターによる切断は禁ずる。ねじ切り機は、自動切り上げ装置付とする。 ねじ切りに際しては、ねじゲージを使用して適正（JISねじ）に切られているか確認する。 （施工手順を撮影の上，工程写真に表す。）〔 標P-64 2.5.1〕
7．ねじ接合剤	給水用，給湯用及び冷温水用の防食用ペーストシール剤は，ＪＷＷＡ Ｋ １６１に規定する水道用シール剤とする。〔 標P-52 2.2.28〕
8．支持金物類	屋外、ピット内及び多湿箇所の支持金物類はステンレス鋼製とする。
9．外面被覆鋼管の傷部補修	埋設施工される外面被覆鋼管（内外面被覆含む)については，継手スリーブ端及びチャック・パイプレンチの傷部分にプラスチックテープを巻くこと。（露出部分は原則不要）〔 監P-238 2.5.4〕
10. 鋼管の傷部補修	鋼管（内面被覆鋼管含む)については，ねじ込んだ後，残りねじ部及びチャック・パイプレンチの傷部分に，十分さび止めペイントを塗布すること。〔 監P-223 2.5.2〕
11. 排水横引管への接続	原則としてＹ管接続とする。(ﾄﾞﾚﾝ配管含む)
12. 建物導入部の配管	管のたわみ性を利用した方法（スリークッション）で施工する。エルボ×５〔 図P-110〕
13. 標準埋設深さ	ビニル管（一般４５０Ｈ・車路６００Ｈ）　鋼管（一般３００Ｈ・車路６００Ｈ）〔 標P-79 2.7.2,監P-287 2.7.2〕
14. 土中埋設鋼管類（エラス，コート継手及び排水用鋼管もこの項に準じる）	外面を被覆していない鋼管は、プライマーを塗布のうえ、防食テープ１／２重ね１回巻きをさらにプラスチックテープ（JISZ 1901に準じたもの、厚さ0.4㎜）で１／２重ね１回巻きを行う。 また、継手等の部分は，ペトロラタム系の充填材を詰め，表面を平滑にしたうえで防食シートで包みプラスチックテープを１／２重ね巻１回巻きとする。 （施工手順を撮影の上、工程写真に表す。）〔 標P-79 2.7.3〕
15. コンクリート埋設鉛管・鋼管	プラスチックテープ（JISZ 1901に準じたもの、厚さ0.4㎜）で１／２重ね１回巻を行う。〔 標P-79 2.7.3〕
16. 埋設管表示テープ	下記の埋設管には、管頂部全長にわたって、粘着材付表示テープを貼り付ける。 ○直結給水管（上水道本管接続部）<紺色>　○給水管（水槽以降）<空色> ○揚水管（受水槽～高置水槽間）<茶色>　○井水管<白色> ○消火管<黄色>　○ガス管<緑色>
17. 埋設管標識シート	各種管上部（地表から１５０ｍｍ程度の深さ）にビニール製標識シート（巾１５０）を埋設する。（排水管は除く）〔 標P-79 2.7.1,監P-285 2.7.1〕
18. 埋設標	土中埋設のガス管、給水管及び消火管の分岐曲り部に設置する埋設標は次のとおりとする。 （設置箇所は図示による） ・未舗装部分は，アルミ製表示盤をコンクリート（２００φ×３００）で巻き込んだものを，ステンレス線で配管に緊結の上設置する。 ・舗装部分は，キャッツアイを専用工具を用いて設置する。
19. 弁類	水槽以降の配管には5K型，その他は10K型。（ＪＩＳ規格）　○水道事業者指定（　　） 内面をライニングした管に使用するねじ込み式の弁等には管端防食継手の規定に準じた管端コアを備えたものとする。 呼び径６５以上の弁は外ネジ式とする。(水道用ソフトシール弁は除く）〔 標P-43 2.2.1〕 呼び径５０以下の揚水ポンプ付属逆止弁はバイパス弁付きでもよい。 呼び径６５以上の仕切弁、逆止弁はライニング弁とする。 屋内オイルタンク及びオイルサービスタンクの最高液面以下に設ける元バルブ及びドレンバルブはＪＩＳ　Ｂ２０７１（鋳鋼１０Ｋ外ねじ仕切弁）または同等以上によるものとする。 （所轄消防署の承認するもの）〔 標 P-43 2.2.1〕
20. 屋外露出の弁類	防露・保温の上ステンレス鋼板による外装を施し、弁棒はグリスアップする。
21. 埋設弁類の防食措置	弁桝内等の直接土砂に接触しない個所に弁類を設置する場合には，防食措置は原則不要とする。ただし，水道事業者の指定工法がある場合および，鋼管ねじ部分については防食を行うこと。
22. 機器の防振措置	振動を発生する機器については，ダブルナットで固定し，かつ防振措置を施すこと。（特記無き場合は防振吊り金具，防振パットとする。）
23. 可撓継手	（下表）
24. 防振継手	鋼製フランジ付〔 標 P-47 2.2.8〕
25. ユニオンの使用	ユニオンは，呼び径２５以下の見え掛り配管についても，原則として使用しないこととする。調理器具の接続等ユニオン使用の必要性が生じた場合については，監督職員と協議すること。
26. サービスタンクの油面計	○ゲージ式（側圧式）　○ガラス管式（流出防止形）〔 標 P-55 2.3.4〕
27. 標識その他	機器類・弁類・保守工具及び配管等には適宜その名称、内容及び矢印等を記入、もしくはプラスチック製札に刻印したものを取り付ける。 （パイプシャフト・ピット内など隠ぺい部の配管類は，文字シール貼り付けでも良い） 必要に応じ消防法，ガス事業法，液石法などによる標識（危険物・火気厳禁他）を設置する。〔 標P-19 1.7.4〕 (例)・弁類に取り付ける場合は，小判型樹脂製札をＳＵＳ針金または耐候インシロックで取り付け。彫り込み文字は　表面：「○○系統」　裏面：「○○Ａ（口径)」 ・桝蓋の裏に取り付けの場合は，表面に「○○系統　○○Ａ（口径）」彫込み，接着剤にて取付け。 ・常時開，閉等の注意書きは，用途に応じて追記のこと。

23. 可撓継手

ステンレス製	水用	管　径	２５以下	３２～５０	６５～１５０	２００以上
		全　長mm	３００以上	５００以上	７５０以上	１，０００以上
	油用	管　径	２０　以下	２５　～　４０		５０　～　１００
		全　長mm	３００以上	５００以上		７００以上
合成ゴム製（水用）		管　径	４０　以下	５０　～　８０		１００以上
		全　長mm	３００以上	５００以上		７００以上

（油用で管径４０以上は消防法令適合品とする）　（鋼製フランジ付）〔 標 P-47 2.2.9〕

12. 保守指導案内書	本工事の機械設備について保守管理上必要な案内書を２部作成し、完成図と一緒に提出する。（Ａ－４版）〔 標P-19 1.7.3〕
13. 産業廃棄物税	本工事により発生する建設廃棄物のうち，焼却施設及び最終処分場に搬入する産業廃棄物には，産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。
14. 施工中の安全確保及び環境保全	(1) 台風など風水害による現場被害が予想される場合は，事前の現場養生を確実に行い災害の予防に努めること。 (2) 事前の対策完了報告および事後の現場状況報告を，書面にて監督職員に提出すること。（盆，正月等長期間現場運営を休止する場合も同様とする) (3) 塗装，シーリング材，接着剤その他の化学製品の取扱いに当たっては，当該製品の製造者が作成したJIS Z 7253による安全データーシート(SDS)を常備し，記載内容の周知徹底を図り，作業者の健康，安全の確保及び環境保全に努める。〔標P-9 1.3.5，標P-10 1.3.8〕
15. 解体等作業時の石綿対策	解体及び改修作業において，石綿含有建築材料を撤去する必要が生じた場合には，ただちに監督職員に報告すると共に，作業においては「石綿障害予防規則」を遵守すること。

※この特記仕様書における参考ページの略号は以下のとおりとする。
標＝標準仕様書，監＝監理指針，図＝標準図

修正履歴：Ｒ０４０７１５

2．衛生器具工事〔 標P-249 1.1.1～P-254 1.1.13〕

1．和風大便器	躯体との緩衝材付、鉛管接続の場合は吊り金物を使用する。和便器と前壁との離隔は，２５０mm程度を確保する。和風大便器用フラッシュバルブ壁面取り付けの場合はF.L.+800mm程度とする。〔 標P-299 2.1.2.7,図P-172、173〕
2．大便器用洗浄弁	○バキュームブレーカー付フラッシュバルブ（ノンホールディング機構付）〔 標P-253 1.1.8〕 ●ロータンク（防露型）洗浄管固定。　○電気開閉式〔 標P-298 2.1.2,監P-679 1.1.8〕
3．小便器洗浄方式	○フラッシュバルブ　○ハイタンク　○水栓　●自動洗浄〔 標P-249 1.1.2,標P-298 2.1.2,監P-669 1.1.2〕
4．標　示　板	○陶器製　○不要　（器具付属の説明シール等は最寄りに貼り付けのこと。）
5．紙巻器	ステンレス鋼板製ワンタッチ形とする。　○シングル　●棚付二連〔 標P-249〕
6．水栓類	原則としてＪＩＳ規格、ＪＷＷＡ規格（日水協）適合品とし節水こまとする。シングルレバーは上げ吐水方式。〔 標P-253 1.1.6,監P-676 1.1.6,図P-68〕
7．シールテープの除去	水栓類と配管を接合した後の，見えがかり部分の余分なシールテープは，カッター等を使用し丁寧に除去すること。
8．化粧鏡の裏板補強	化粧鏡を壁に取り付けた際の隙間には，鏡の割れを防止するため補強材を設けること。（厚さ４mm程度，ゴムシート等）　○一般型　○盗難防止型
9．水栓柱	ＶＢ仕様　○９００ｈ　○１，２００ｈ 必要に応じコンクリート根巻き，または壁にバンドにて固定する。
10. 器具廻りのコーキング	陶器類，洗濯機パン等については，原則として器具廻りをコーキング処理すること。
11. 温水洗浄便座	洗浄用水加温方式　○瞬間方式　●貯湯方式〔標P-254 1.1.13〕

3．屋内給水工事

1．給水方式	引込み付近水圧（　）MPa　○水道直結方式　○重力（高置水槽）方式　○加圧送水方式　○直結増圧方式
2．水槽類	○ＦＲＰ製　○ステンレス製（○一体型　○組立型　○単板構造　○保温構造) タンク本体は，地震力及び地震力によって生ずるスロッシングによって損傷を起こさないような強度を有するものとする。　２ｍ以上は内外はしご付。　マンホールは内蓋及び南京錠付。 〔 標P-266 1.4.1,標P-303 2.2.4, 図P-70～79〕
3．ポンプ付属品	フート弁本体は、ステンレス製・樹脂製又は青銅製とする。〔 標P-255～262〕
4．ポンプ電動機	屋外:全閉防まつ形、屋内:（多湿箇所）全閉防まつ形、（その他）防滴保護形〔 標P-24 1.2.1〕
5．ボールタップフロート	○銅板製　○耐食性のある樹脂等　○ステンレス製〔 標P-50 2.2.20〕

4．屋外給水工事

1．継手材	管端防食継手とし、継手受口の隙間には専用テープを使用すること。(ゴムリング方式は不可)〔 標P-37 2.1.2.5〕
2．量水器	親メーター（○貸与　○買取り）　子メーター（○貸与　○買取り）　○集中検針盤 給水装置に使用する場合は，水道事業者の承認を受けたものとすること。〔 標P-49 2.2.16〕
3．量水器桝	呼び径３２までＭＣ－１（４３０×３１０×５５０ＨフタＭＢ－１）、呼び径４０～６５までＭＣ－２（７１０×５１０×７５０ＨフタＭＢ－２小窓付）とする。呼び径８０からはＭＣ－３（１１００×７１０×７５０ＨフタＭＢ－３小窓付）とする。〔 標P-295 1.8.4,図P-92〕
4．仕切弁桝	呼び径２５までＶＣ－Ｐ，呼び径４０までＶＣ－１（１８０×１８０フタＢ１），呼び径５０～８０までＶＣ－３（３００×３００フタＭＨＡ－Ｐ３００）とする。 呼び径１００からはＶＣ－５（４５０×４５０フタＭＨＡ－Ｐ４５０）とする。〔 標P-295 1.8.2,図P-91〕
5．弁桝，量水器の固定	舗装部分以外に設置する弁桝，量水器桝については，コンクリート巻きにて固定のこと。 桝と蓋とは鎖でつなぐこと（鎖は溶融亜鉛めっき仕上げまたはステンレス製)
6．伸縮ジョイント	鋼管とビニル管の接続箇所には、エラス（又はフリー）ジョイントを使用する。

5．屋内排水工事〔 標P-40～P-42 ，標P-63 2.4.8〕

1．洗面器等の排水管	洗面器および手洗器に直結する排水立管寸法は器具トラップよりワンサイズアップとする。
2．床上掃除口直下の曲管	汚水系統に取り付ける床上掃除口直下の曲管は９０°長曲管とする。
3．器具との接続	原則として配管接続とする。（ジャバラ・簡易ゴム接続は不可，専用アダプター使用のこと）
4．通気金物排水通気弁	通気金物　○アルミ（耐食性）　○ビニル製　　排水通気弁　○屋内型　○屋外型
5．床排水トラップ	トラップ椀は原則として，樹脂製とする。〔 標P-293 1.7.3〕

6．屋外排水工事〔 標P-295～P-296〕〔 標P-40 2.1.2.6〕

1．マンホールふた	○鋳鉄製（○ＭＨＡ形　○ＭＨＢ形　○ＭＨＤ形）名称入り蓋、鎖付とする。（鎖は溶融亜鉛めっき仕上げまたはステンレス製）〔 図P-36〕
2．汚水・雑排水桝	既製コンクリート桝使用可。深さ１．２ｍを超える桝には足掛金物（巾≒１５０以上 防錆処理）を取り付けること。〔 図P-93～98〕
3．小口径桝	塩ビ製　○防護蓋Ｔ－８（内蓋付き）　○塩ビ蓋ミカゲ（ＳＵＳ鎖共） ○コンクリート巻（蓋呼び径＋２００）角×１５０ｈ

7．給湯工事〔 標P-37～P-40〕

1．貯湯槽の材質	○ＳＵＳ４４４製　○ステンレス鋼板製（電気防食装置付） ○ステンレスクラッド鋼板製（電気防食装置付）　○鋼板製〔 標P-272 1.4.3，図P-78,79〕
2．膨張水槽の保温	ロックウール２号　５０ｔ、外装はステンレス鋼板（０．３ｔ）
3．瞬間湯沸器	耐塩処理（○要　○不要）　配管カバー（○４５０ｈ　○　　）　吹出口は歩行面+2,000以上 ○設定温度５０℃以下（ガス瞬間湯沸器のダイレクト着火方式で離島の場合）

8．消火工事〔 標P-37～P-40〕

1．屋内消火栓箱	○１号　　ホース掛型とする。　鋼製ｔ＝１．６mm　操作方法表示付き ○易操作性１号　　日本消防検定協会の鑑定証票が貼付されたもの ○２号　○広範囲型２号〔 標P-274 1.5.2 ,図P-80～89〕
2．消火栓開閉弁	４５°回転型で１．０ＭＰａ型とする（ＪＩＳ規格）。　○一般型　○定圧定流量型
3．ポンプ付属品	フート弁本体は、ステンレス製・樹脂製又は青銅製とする。〔 標P-261 1.2.8 ，図P-179〕
4．消火管の保温	屋内は原則保温不要。屋外は図示による。

9．ガス工事〔 標P-310～321 ，図P-177,178〕

1．種類	○都市ガス（発熱量　ＭＪ／ｍ　）　○液化石油ガス（プロパンガス）発熱量50.2MJ／kg
2．ガスメータ	マイコン型　○貸与品〔 標P-313 2.2.1.3 ，標P-319 3.1.3.4〕
3．プロパン庫	○有　○特定供給設備　○無　○集合装置＋転倒防止鎖（鎖はステンレス製）
4．ねじ接合材	ガス配管専用のペーストシール剤を使用すること。
5．継手材	外面ライニング鋼管継手の受口隙間は専用テープで充填すること。 器具接続以外にユニオン継手は使用しないこと。
6．絶縁継手	外部から建物内へ引き込まれる箇所の付近の露出配管部に絶縁継手を設ける。〔 標P-315 2.2.5〕
7．施工	有資格者の責任施工とする。使用材料についてはガス事業者の規定に準ずる。

10. 浄化槽工事〔 標P-335～352〕

1．型　式	建設省告示１２９２号（最終改正第１５４号）に指定する構造とする。 処理対象人員・処理水量・処理方式については，図示による。
2．マンホールふた	○ＭＨＡ型　○ＭＨＢ型　○縞鋼板（４．５ｔ）　○標準ＦＲＰ　○耐荷重ＦＲＰ ※メーカー標準を除き全てボルトロック式とする。 鋼板製のふたについてはメンテナンスを考慮し，分割を検討する。取手付〔 標P-347 2.1.27〕
3．金物類	支持金物、ボルトナット、その他すべてステンレス鋼製（ＳＵＳ３０４）又は，溶融亜鉛めっき仕上げ品とする。
4．ユニット型浄化槽の埋戻し	槽内に半分程度注水の後、良質土にて深さ１／３程度ずつ周囲を均等に突固め水締めを行う。〔 標P-351 3.2.1〕
5．標識の掲示	浄化槽工事現場に国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げること。（浄化槽法第３０条）
6．浄化槽設備士の立会い	浄化槽設置に係る各工程に，浄化槽設備士が立会い確認している状況を，写真に残すこと。 「浄化槽工事の技術上の基準」に基づき施工することとし，浄化槽設備士の立会写真を含む工程写真を整備すること。
7．水質検査	浄化槽使用開始後４～８ヶ月以内に施主が水質検査を行った報告書を確認の上，その写しを監督員に提出する。（浄化槽法第７条に基づく検査）

11. 空気調和工事・換気工事・排煙工事

1．設計条件

	外気 温度（ＤＢ）	外気 湿度（ＲＨ）	室内 一般系統 温度（ＤＢ）	室内 一般系統 湿度（ＲＨ）	室内（　）系統 温度（ＤＢ）	室内（　）系統 湿度（ＲＨ）
夏季	℃	%	℃	%	℃	%
冬季	℃	%	℃	%	℃	%

2．ばい煙濃度計	電源はバーナー電源（２次）側より取出すものとして配管配線を含む。〔 標P-114 1.1.3〕
3．ばいじん量測定孔	○煙導の直線部に径８０φの孔〔 標P-114 1.1.2〕
4．煙道	鋼板厚３．２mm以上〔 標P-114 1.1.2〕
5．ダクト	風速（●低圧　○高圧１　○高圧２） ○アングル工法　○コーナーボルト工法（共板・スライド）〔 標P-189 ～ 197〕 フランジ部のダクト端折り返しは5㎜以上とし、ダクト折り返し部の四隅にはシールを施す。〔 標P-210 2.2.2.2 ～ 標P-211 2.2.2.3〕 厨房、浴室などの多湿箇所の排気ダクトは、その継目及び継手を外面よりシール材でシールを施し、必要により水抜管を設ける。〔 標P-210 2.2.1,図P-154～155〕 ※シール材：シリコンゴム系又はニトリルゴム系を基材としたもので、ダクト材質に悪影響を与えないものとする。〔 標P-188 1.14.2.6〕
6．フレキシブルダクト	建築基準法施行令第１０８条の２の規定により、不燃材料の規定を受けたもので、十分な可とう性と耐圧強度及び耐食性を有するものとし、空調用の場合、断熱材付のものとする。〔 標P-195 1.14.9 ，P-215 2.2.5.3〕
7．ダクトテープ	ＪＩＳ Ｈ ４１６０に準ずるアルミニウム箔（厚さ０．０５mm以上）の片面に樹脂系接着剤を塗布したテープ状のものとする。 布製テープは不可とする。〔 標P-188 1.14.2.5〕
8．風量測定口	取付箇所（○送風機に近接した部分　○外気取入付近　○取付を図示されたダンパー近接部分） ※取付辺３００以下は１個、３００を超え７００以下は２個、７００を超えるものは３個とする。〔 標P-214 2.2.5.5〕
9．チャンバー	消音内貼を施す。〔 標P-191 1.14.6〕 ○ＳＡ・ＲＡ　○ＯＡ・ＥＡ〔 標P-214 2.2.6〕
10. 配管材料	膨張管、空気抜管及び膨張タンクよりボイラへの給水管は、配管用炭素鋼鋼管（白管）とする。
11. 機器類の基礎	パッケージ型空調機室外機　○防振パット○簡易防振（ゴム被覆ばね）○専用防振架台（ばね） 防振パットは厚さ１５mmとする。〔 標P-203 2.1.1 図P-133～136〕
12. 吹出口及び吸込口	原則としてアルミニウム製とする。〔 標 P-198 1.15.3～1.15.4〕
13. 温度計	標準仕様書によるほか、下記の箇所に取付ける。 ○温水ボイラの温水入口 ○空気調和機廻りの給気風道、還気風道及び外気風道〔 標 P-55 2.3.2〕 ○冷温水管寄せ（往）及び冷温水管寄せ（還）の各還り管〔 標 P-197 1.14.14〕
14. 瞬間流量計及び流量測定口	標準仕様書によるほか、下記の箇所に取付ける。　○瞬間流量計　○流量測定口 ・冷凍機の冷水出口　・ボイラ又は熱交換器の温水出口　・冷温水管寄せの各送り管 ※測定用タッピングは３２φピトー管流量計用とする。〔 標 P-57 2.3.8〕
15. 膨張水槽の保温	ロックウール保温板（２号）２５ｔを使用し、外装はステンレス鋼板０．３ｔとする。〔 標 P-83 3.1.2 〕〔 標 P-87 3.1.4〕
16. ダクトフランジ部の保温	フランジ部は保温材２枚重ねとする。または，フランジ高さ＋１０㎜とする。〔 標 P-87 3.1.4〕
17. 換気方式	○第１種　○第２種　●第３種
18. パイプフード	●深型　○浅型　●ステンレス ●着脱式防虫網付き　○ガラリ付き
19. パッケージ型空調機	材質はナイロンターポリン０．３４ｔとする。 耐塩処理（○要　○不要）　ＪＲＡ耐重塩仕様 （日本冷凍空調工業会標準規格）（ＪＲＡ９００２－１９９１）（空調機器の耐塩害試験基準）
20. 耐震支持	吊り長さ250㎜以上の機器は耐震支持を取る。

12. 保温工事〔 標 P-84，監 P-299〕

1．保温仕様	保温材，外装材及び補助材の材料仕様は，標準仕様書による。〔 標　P-83　表2.3.1〕 管及びダクト類の外装材は図示によるものとし，保温材は図示がない場合は以下を標準とする。 給水管，排水管，消火管，冷水管，冷温水管　：ポリスチレンフォーム保温材 給湯管，温水管，一般ダクト　：グラスウール保温材 防火区画等貫通個所，蒸気管，排煙ダクト，煙道　：ロックウール保温材

13. 各種試験，調整

1．給水設備 給湯設備	（１）給水装置に該当する管は、水道事業者の規定圧力。ただし、最小〔鋼管１．７５ＭＰａ（１７．５ｋｇｆ／ｃ㎡）、ビニール管１．０ＭＰａ（１０ｋｇｆ／ｃ㎡）〕とする。 （２）揚水管、圧送管は当該ポンプの全揚程に相当する圧力の２倍の圧力。〔最小０．７５ＭＰａ（７．５ｋｇｆ／ｃ㎡）〕 （３）高置水槽以下の配管は、静水頭に相当する圧力の２倍の圧力。〔最小０．７５ＭＰａ（７．５ｋｇｆ／ｃ㎡）〕〔 標 P-81 2.9.3〕 （４）器具取付後の水圧試験　・住戸内給水管（但し、水道メーター以降とする。）〔０．７５ＭＰａ（７．５ｋｇｆ／ｃ㎡）〕 （５）飲料水用タンク設置の場合端末において遊離残留塩素が０．２ｍｇ／Ｌ以上検出されるまで消毒を行う。（1m3に付き２ｃｃ〔１０%希釈液の場合〕）〔 標 P-58 2.4.1〕 （６）水圧試験の保持時間は最小６０分とする。〔 標 P-81 2.9.3〕
2．消火設備	消防用設備等の機能等についての試験基準に基づく外観試験及び性能試験を行う。 各消火ポンプに連結される配管は，当該ポンプの締切圧力の１．５倍の圧力とする。〔 標 P-82 2.9.5〕
3．ガス設備	（１）液化石油ガス設備の気密試験は，高圧側１．５６ＭＰａ、低圧側８．４Ｐａ以上１０．０ｋＰａ以下とする。〔 標 P-321 3.2.6〕 （２）ガス器具等と接続されているガス管ついては，ガス器具等直近のガス栓を閉めて上記（１）の気密試験を行うこと。 （３）漏えい試験は，ガス器具等直近のガス栓を開いて使用圧力以上４．２ｋＰａ以下の圧力で実施すること。 （４）都市ガス等の気密試験・漏えい試験は，ガス供給事業者の規定に基づく方法・圧力とする。
4．浄化槽設備	槽の水張り、配管、各機器の動作，通水・総合運転試験を行うこと。 24時間満水試験は，開始時と終了時の日時と水位が確認できる写真を整備すること。〔 標 P-350 2.2.2〕
5．空調設備	（１）冷媒配管は配管接続完了後、「高圧ガス保安法」等に基づいたメーカー指定の方法により気密試験を行う。〔 標 P-81　2.9.2〕 （２）各種機器調整及び風量、風速、騒音、温度、湿度の測定等。〔 標 P-245 2.4.1〕 （３）自動制御設備の総合調整を行う。〔 標 P-245 2.4.2〕
上記試験、調整状況の写真を撮影すること。	

省エネ法・グリーン購入法対象機器について
※「トップランナー制度」の対象製品については，当該製品の現場搬入予定時において，その基準をクリアしたものを採用すること。

※「グリーン購入法」の対象製品で，下表に指定したもの（機器表に特記がある場合も含む）については，当該製品の現場搬入予定時において，その基準をクリアしたものを採用すること。
また，この表に記載のないものについては，Ⅲ－１－１によることとする。

（表）

対象指定製品	エアコン・温水器・給湯器・電気便座

鹿児島県					図面番号	
設計年月日						
工事名称						
種別	特記仕様書					
検印	室長	対策監	補佐	係長	係	

特記

Nakazato Design Office
一級建築士事務所
中里建築設計事務所
一級建築士事務所登録番号；第1-31-8号
〒896-0031
鹿児島県いちき串木野市東島平町230番地
TEL･FAX　0996-32-0281

工事名称	消防本部感染症防止対策改修工事	作成年月日	2023/3/7	図面番号	Ｍ－０
図面名称	機械設備特記仕様書	縮尺	－	設計者	中里 末治　一級建築士　第140843号

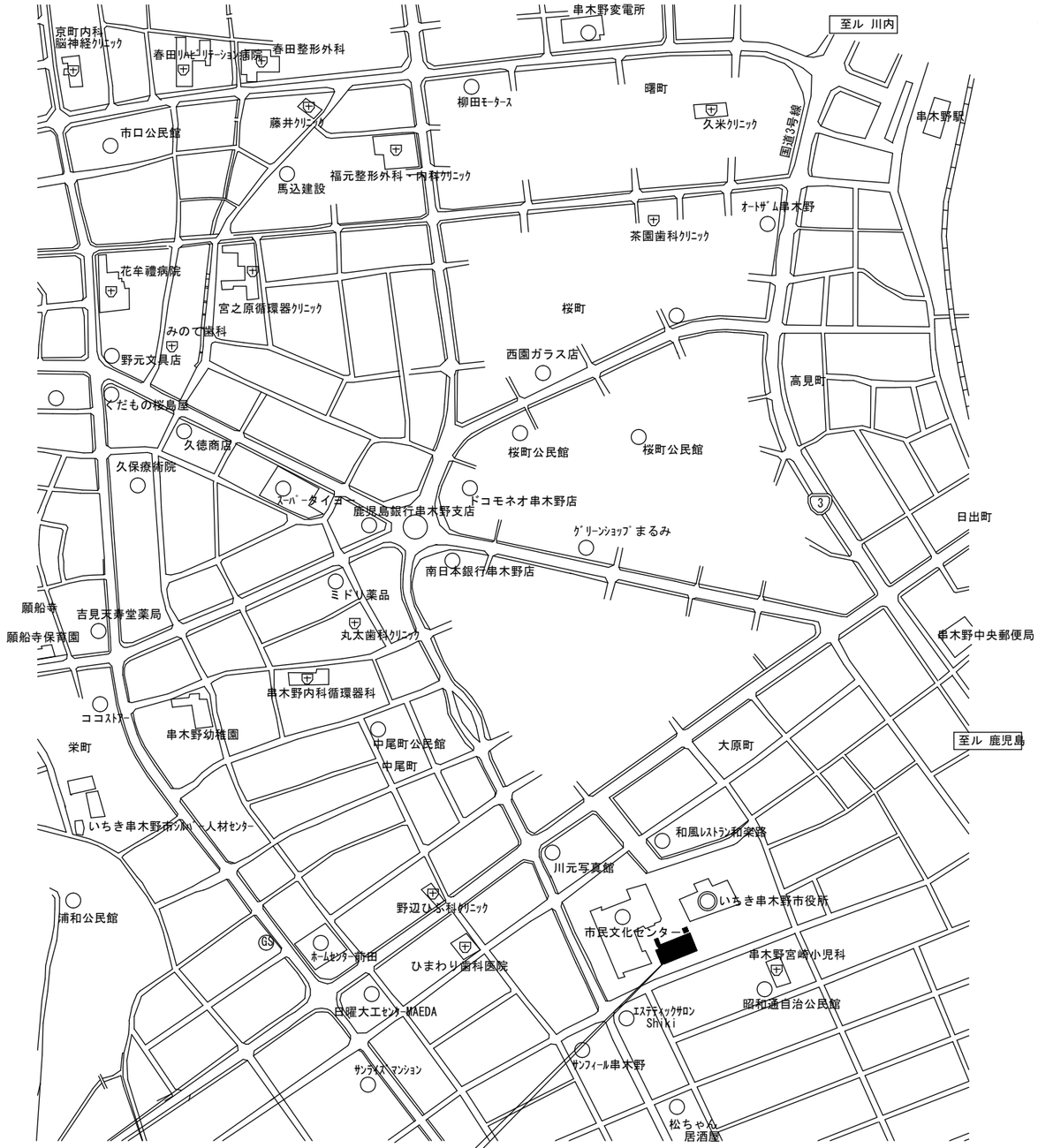

いちき串木野市消防本部（改修建物）：いちき串木野市　昭和通　地内

付近見取図

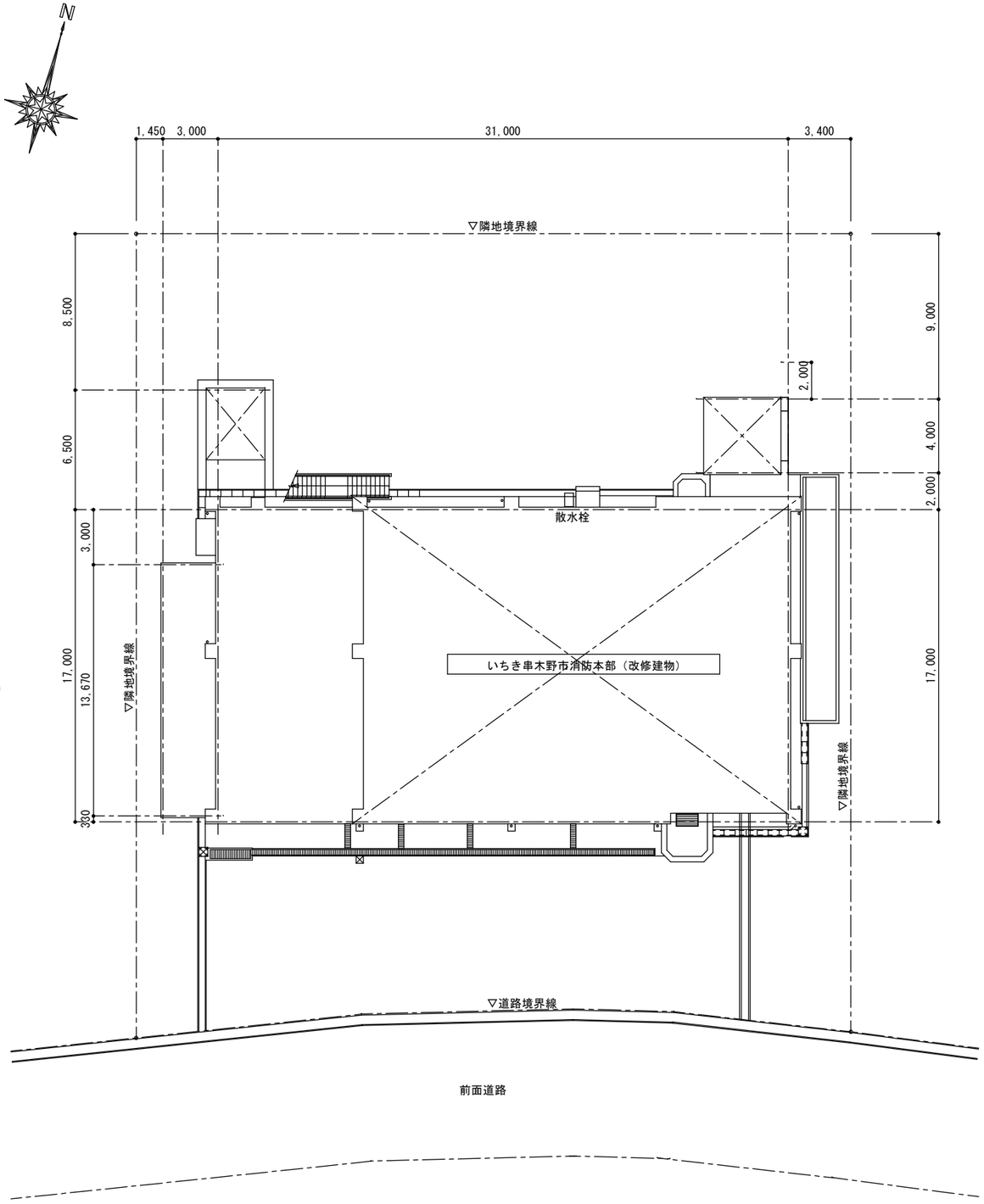

配置図　S=1/200

特 記	Nakazato Design Office 一級建築士事務所 中里建築設計事務所	一級建築士事務所登録番号：第1-31-8号 〒896-0031 鹿児島県いちき串木野市東島平町230番地 TEL･FAX　0996-32-0281	工事名称	消防本部感染症防止対策改修工事	作成年月日　2023/3/7	図面番号　M － 1
			図面名称	配置図(機械設備)	縮尺　1/200	設計者　中里 末治 一級建築士　第140843号

空 調 機 器 表（撤 去）

記号	名称	能力［kW］ 冷房	能力［kW］ 暖房	電源 相 φ	電源 電圧 V	消費電力［kW］	圧縮機［kW］	数量	備考	設置場所
ACP 1	空冷ヒートポンプパッケージエアコン（床置ダクト接続形）	12500 [kcal/h]	12500 [kcal/h]	3	200	4.80	3.75×1台	1	PAF-5B(風量 2700CMH)	1階 空調機械室
ACR 1	ルームエアコン（壁掛形）	2.8	3.6	1	100	800W/910W	不明	1	MSZ-GE2817-W	1階 救急仮眠室
ACR 2	ルームエアコン（壁掛形）	2000 [kcal/h]	3000 [kcal/h]	1	100	0.615/0.99	0.875×1台	1	MSHE-2026R	2階 消防団本部室

換 気 機 器 表（撤 去）

記号	機器名称	機器仕様	電源 消費電力［W］	電源 相 φ	電源 電圧 V	電源 非常電源	台数	備考	設置場所
F 1	天井扇	100φ × 366m３/ｈ	52	1	100		2	V-20ZC4	1階 仮眠室　待機室・食堂
F 2	天井扇	100φ × 120m３/ｈ	16	1	100		1	V-15ZS2	1階 浴室
F 3	天井扇	100φ × 60m３/ｈ	21	1	100		1	V-10ZS5	1階 救急仮眠室

衛 生 器 具 表（撤 去）

名称	参考型番	付属品	合計	1階 洗面所	1階 脱衣室	1階 浴室	1階 便所	1階 車庫	2階 便所	2階 女子便所		備考
手洗器		台付単水栓、水石けん、壁排水金具	1					1				
小便器フラッシュバルブ	UF-2		3						3			
壁付横水栓		レバー式	6	6								
シャワー混合栓			2			2						
混合自在水栓			1			1						
立水栓	T205UNR C		4				2		2			
立水栓	TL155AFR	スワン形、レバー式	1							1		
洗濯機パン	PWP640N2W	640サイズ、PJ2009NW(縦引きトラップ)、付属品一式	1		1							

衛 生 機 器 表（改 修）

記号	機器名称	機器仕様	電源 消費電力［W］	電源 相 φ	電源 電圧 V	電源 非常電源	台数	備考	設置場所
WHG 1	ガス給湯器 １６号	屋外壁掛型、配管ｶﾊﾞｰ、接続ﾌﾚｷ×2、逆止弁付ｶﾞｰﾙ止水弁、強化ｶﾞｽﾎｰｽ、中間ｶﾞｽ栓、リモコン	－	1	100		1		1階　既存ｼｬﾜｰ用ｶﾞｽ給湯器横(2階 ｼｬﾜｰ室用)

衛 生 器 具 表（改 修）

名称	参考型番	付属品	合計	1階 洗面所	1階 脱衣室前室	1階 脱衣室	1階 シャワー室	1階 便所	1階 車庫	2階 便所	2階 女子便所	2階 新便所	2階 脱衣室前室	2階 脱衣室	2階 シャワー室	備考
小便器自動フラッシュバルブ	TEA61DS	露出形、乾電池式、既設取替用	3							3						
洋風大便器(和洋リモデル工法)	CFS498BM	床置床排水、ﾌﾗｯｼｭﾀﾝｸ式、ｳｫｼｭﾚｯﾄ(TCF5534AU、消費電力311W)、棚付二連紙巻器(YH702)、専用排水管、専用充填剤、専用シール材、専用パッキン材等、付属品一式	2				2									1φ100V
洋風大便器	CS597BCS	床置床排水、密結ﾀﾝｸ式(SH596BAYR)、ｳｫｼｭﾚｯﾄ(TCF5534AU、消費電力311W)、棚付二連紙巻器(YH702)、付属品一式	1									1				1φ100V
壁付自在水栓	LF-12ZF-13	泡まつ、レバー式	3	3												
自動水栓	TENA40AW	台付単水栓、発電タイプ、付属品一式	5					2		2	1					既存洗面器用
壁掛洗面器	L103A	大型(車いす用)、台付自動水栓ｽﾜﾝ型(発電タイプ、TEN12CWX)、壁排水金具、付属品一式	3	3												
マルチシンク	SK500	レバー式横水栓（T200BSQ13）、固定金具 TL220D、壁排水金具、付属品一式	1						1							
シャワーユニット	JSV0808UTW2	シャワー混合栓付、換気扇付、照明付、付属品一式	3				2								1	1φ100V、本工事
洗面化粧台	LDA756BEUR(A)	エコシングル混合水栓付 、三面鏡：LMA752EC（ﾍﾞｰｼｯｸLED照明・エコミラー）	1										1			1φ100V、建築工事
洗濯機水栓	TW11R	緊急止水弁付	2		1									1		
洗濯機パン	PWP640N2W	640ｻｲｽﾞ、PJ2009NW(縦引きﾄﾗｯﾌﾟ)、付属品一式	3		2									1		

空 調 機 器 表（改 修）

記号	名称	能力［kW］ 冷房	能力［kW］ 暖房	電源 相 φ	電源 電圧 V	消費電力［kW］	圧縮機［kW］	数量	備考	設置場所
MAC 1	空冷ヒートポンプマルチエアコン（室外機）	7.1	8.0	3	200	1.9/2.00	1.60×1台	1	基礎ブロック RXTP80F	1階 仮眠室
MAC 1-1	空冷ヒートポンプマルチエアコン（室内機、壁掛形）	1.6	1.8	1	200	26W/32W	－	4	ドレンアップキット ワイヤードリモコン FXYAP16DS	1階 仮眠室×4
MAC 2	空冷ヒートポンプマルチエアコン（室外機）	7.1	8.0	3	200	1.9/2.00	1.60×1台	1	RXTP80F	1階 仮眠室
MAC 2-1	空冷ヒートポンプマルチエアコン（室内機、壁掛形）	1.6	1.8	1	200	26W/32W	－	4	ドレンアップキット ワイヤードリモコン FXYAP16DS	1階 仮眠室×4
MAC 3	空冷ヒートポンプマルチエアコン（室外機）	7.1	8.0	3	200	1.9/2.00	1.60×1台	2	RXTP80F	1階 仮眠室　通信仮眠室
MAC 3-1	空冷ヒートポンプマルチエアコン（室内機、壁掛形）	1.6	1.8	1	200	26W/32W	－	6	ドレンアップキット ワイヤードリモコン FXYAP16DS	1階 仮眠室×3　通信仮眠室×3
ACR 1	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞｴｱｺﾝ（ツイン、壁掛形）	7.1 (3.2～8.0)	8.0 (3.6～9.5)	1	200	2.05/2.20	－	1	ドレンアップキット ワイヤードリモコン SZRA80BJVD	2階 仮眠室A・B

※リモコン取付位置は監理者と協議の上決定すること。
※冷媒配管の屋外露出部は保温化粧ケースとする。
※冷媒配管の防火区画・防火上主要な間仕切の貫通箇所は防火キット(認定品)耐火処理のこと。
※ドレン管のインペイ部は保温チューブ巻とする。
※ドレン管末にはトラップ設置のこと。
※室外機は強固に固定すること。（監理者の指示による）
※リモコン配線配管も本工事に含むこと。

換 気 機 器 表（改 修）

記号	機器名称	機器仕様	電源 消費電力［W］	電源 相 φ	電源 電圧 V	電源 非常電源	台数	備考	設置場所
FE 1	排気ファン	低騒音形　ストレートシロッコファン 200Φ × 635m3/ｈ × 140Ｐａ	126	1	100		1	BFS-65SG	1階 仮眠室
FE 2	排気ファン	低騒音形　中間取付形ダクトファン　３方向吸込 100Φ × 160m3/ｈ × 100Ｐａ	33.5	1	100		1	V-18ZMC6	1階 通信仮眠室
FE 3	排気ファン	低騒音形　中間取付形ダクトファン　３方向吸込 100Φ × 130m3/ｈ × 130Ｐａ SUS製深形バイプフード(防虫網付、FD付)	33.5	1	100		1	V-18ZMC6	2階 仮眠室A
F 1	天井扇	低騒音形　台所用 150φ × 350m３/ｈ × 100Ｐａ	64	1	100		1	VD-20Z13-BL	1階 食堂
F 2	天井扇	低騒音形　サニタリータイプ 100φ × 30m３/ｈ × 80Ｐａ SUS製深形バイプフード(防虫網付、FD付)	9.3	1	100		1	VD-10ZC12-C	2階 便所

※リモコン配線配管も本工事に含むこと。
※リモコン取付位置は監理者と協議の上決定すること。
※延焼のおそれのある部分に設ける１２５φ以上の給排気口はＦＤ取付のこと。
※24ｈ換気機器のスイッチは、常時換気すべきことを指示する表示を取付けること。

凡 例 表

記号	名称	使用管材
―――R―――	冷媒管	冷媒用被覆銅管
―――D―――	ドレン管	硬質塩化ビニル管（VP）
―――100φ―――	丸ダクト	溶融亜鉛鍍金鉄板

管種使用区分表

名称	記号	管種		使用区分
給水管	――・――	耐衝撃性硬質塩化ビニル管	HIVP	屋内一般
給湯管	――｜――	耐熱性硬質塩化ビニル管	HTVP	屋内一般
排水管	――――	硬質ポリ塩化ビニル管（一般管）	VU	屋内一般
通気管	― ―― ―	硬質ポリ塩化ビニル管（一般管）	VU	屋内一般

※ 水道法第１６条の規定の基づき施工する事
※ 水道法施行令第５条の規定の基づき施工する事
※ 排水管はたわみ、抜けその他変形が生じないよう支持金物を賢固に取付け、内面は平滑とする。
配管設備は建築基準法施行令第１２９条の２の５に基づき施工すること。

特 記

Nakazato Design Office
一級建築士事務所
中里建築設計事務所

一級建築士事務所登録番号：第1-31-8号
〒896-0031
鹿児島県いちき串木野市東島平町230番地
TEL･FAX　0996-32-0281

工事名称	消防本部感染症防止対策改修工事	作成年月日	2023/3/7	図面番号	M － 02
図面名称	空調・換気機器表、衛生機器表・器具表	縮尺	1/200	設計者 一級建築士	中里 末治 第140843号

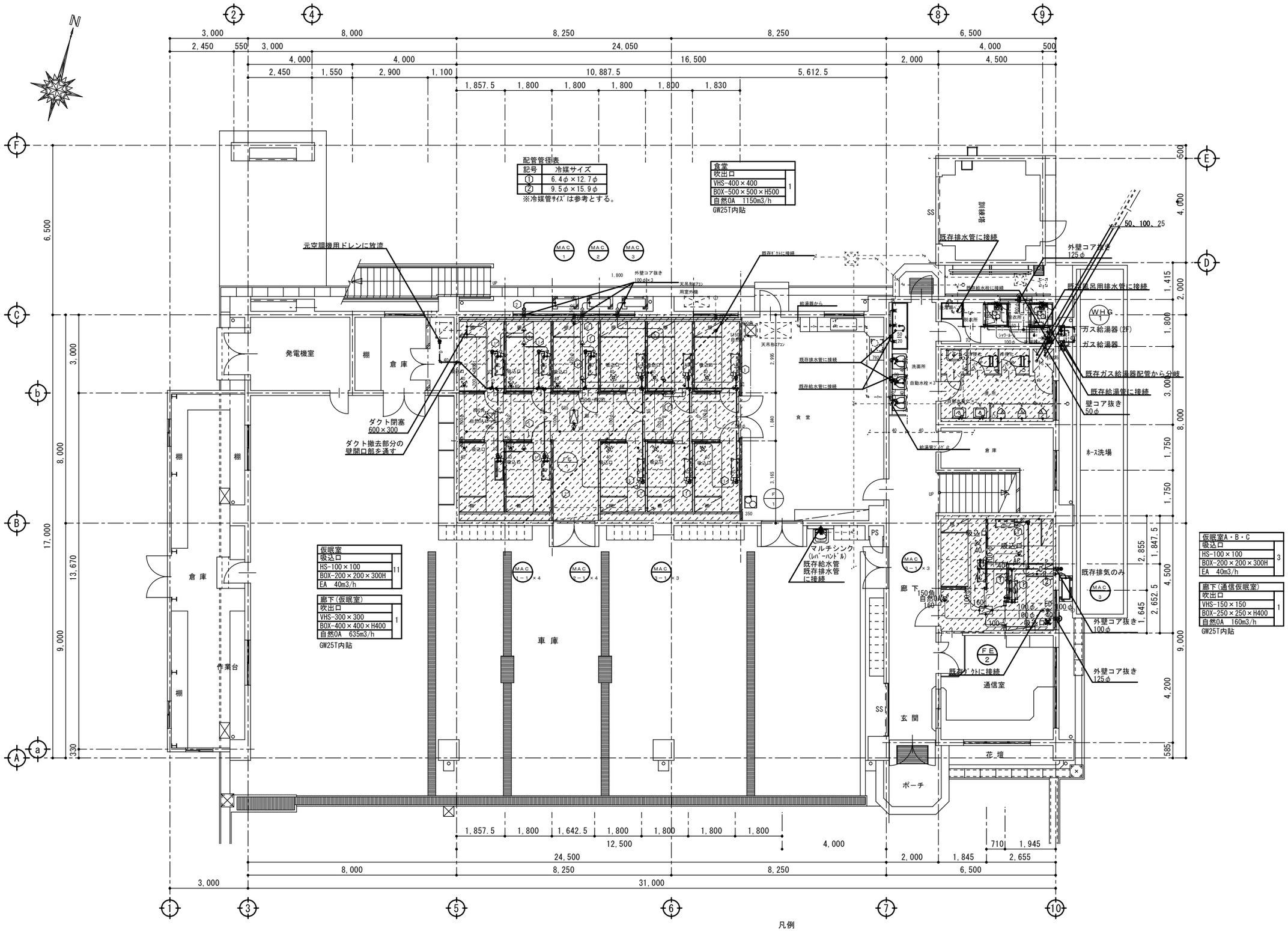

凡例

改修範囲

1階改修平面図 S=1/100

※点線は既存残置

特記	Nakazato Design Office 一級建築士事務所 中里建築設計事務所	一級建築士事務所登録番号：第1-31-8号 〒896-0031 鹿児島県いちき串木野市東島平町230番地 TEL・FAX 0996-32-0281	工事名称	消防本部感染症防止対策改修工事	作成年月日 2023/3/7	図面番号 M - 3
			図面名称	1階改修平面図(機械設備)	縮尺 1/100	設計者 中里 末治 一級建築士 第140843号

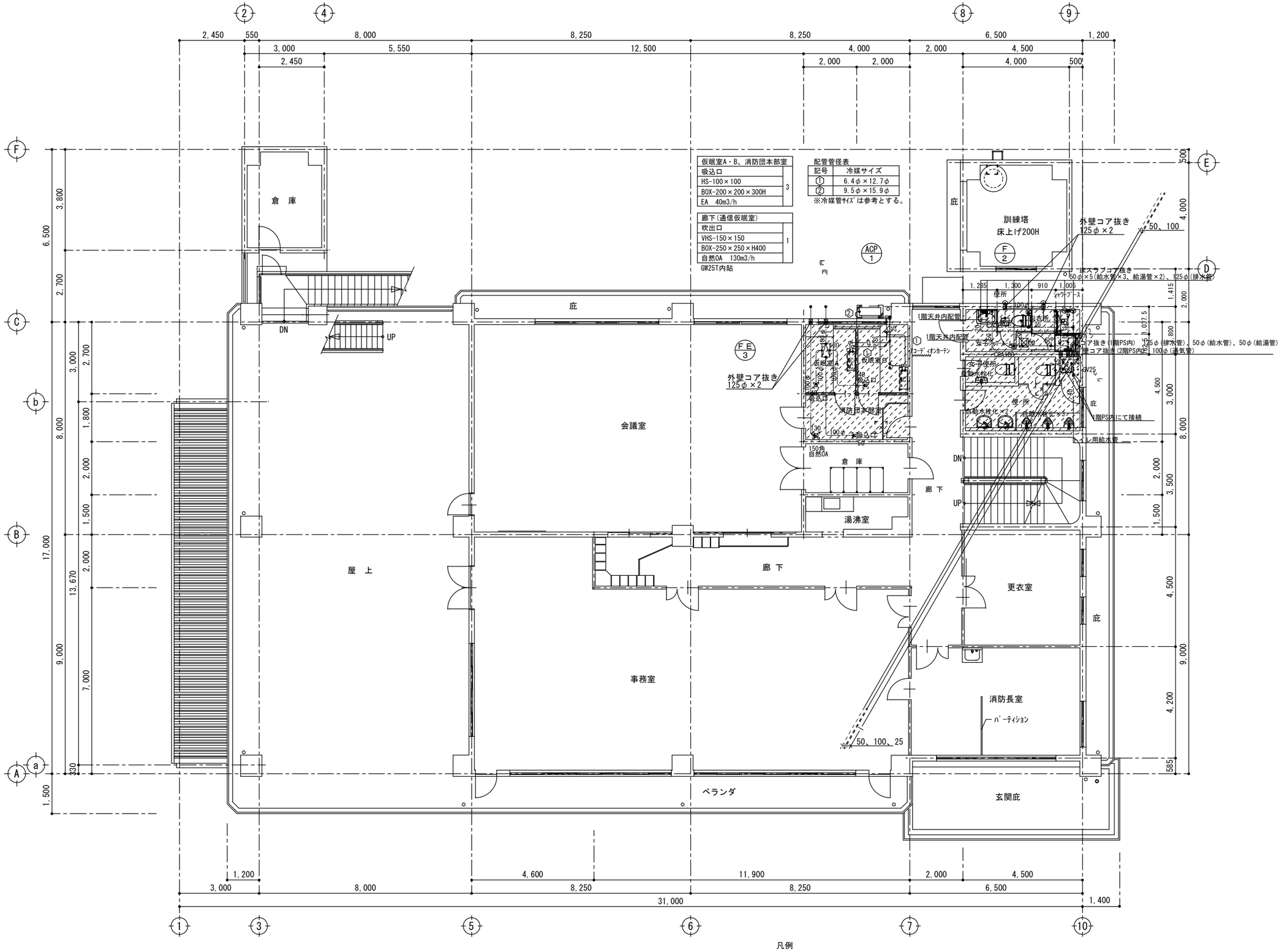

凡例

改修範囲

２階改修平面図　S=1/100

※点線は既存残置

特 記	Nakazato Design Office 一級建築士事務所 中里建築設計事務所	一級建築士事務所登録番号：第1-31-8号 〒896-0031 鹿児島県いちき串木野市東島平町230番地 TEL・FAX 0996-32-0281	工事名称	消防本部感染症防止対策改修工事	作成年月日	2023/3/7	図面番号 M－4
			図面名称	２階改修平面図(機械設備)	縮尺	1/100	設計者 中里 末治 一級建築士 第140843号

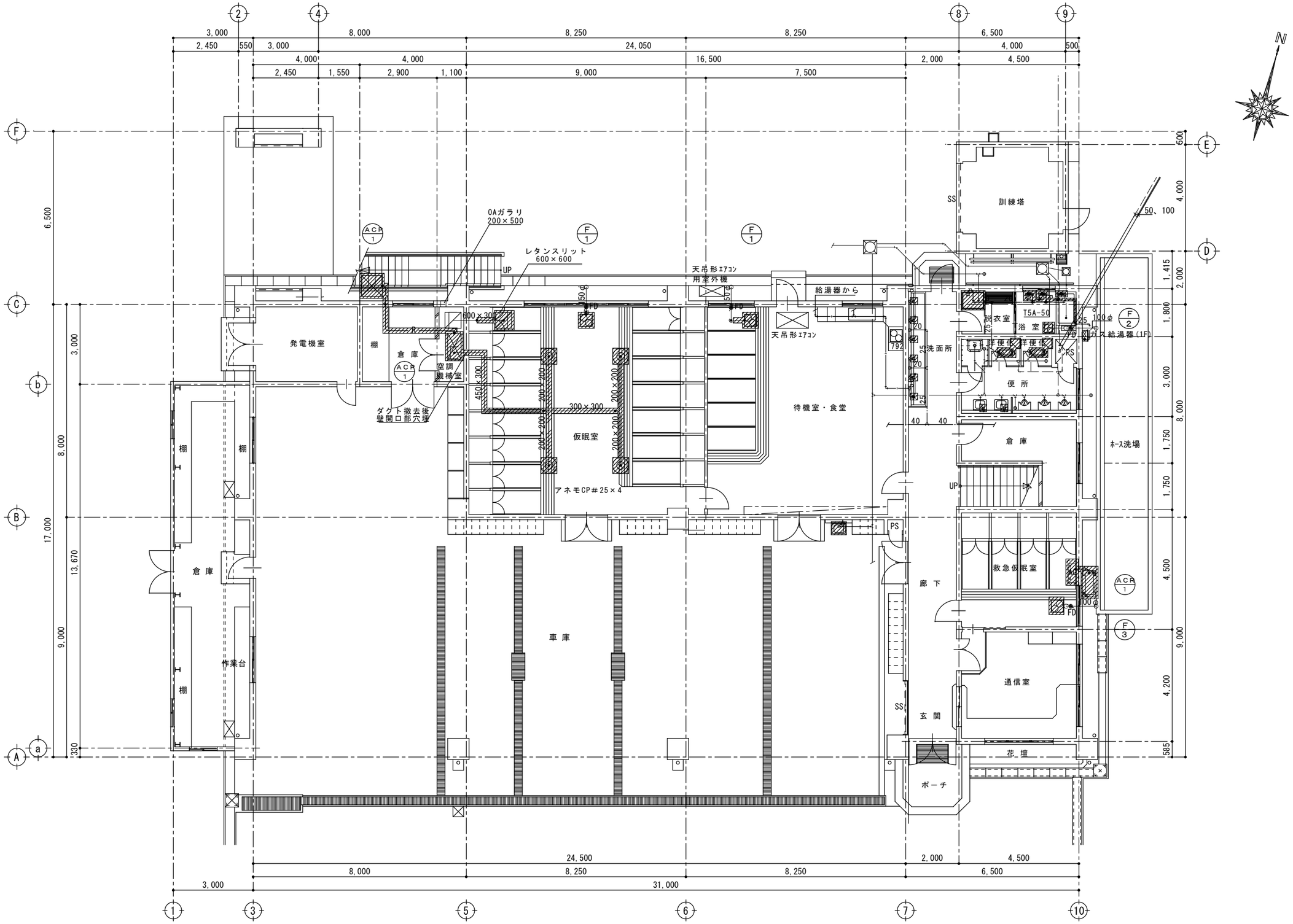

1階既存平面図　S=1/100

撤去部分

特記	Nakazato Design Office 一級建築士事務所 中里建築設計事務所	一級建築士事務所登録番号；第1-31-8号 〒896-0031 鹿児島県いちき串木野市東島平町230番地 TEL･FAX　0996-32-0281	工事名称	消防本部感染症防止対策改修工事	作成年月日　2023/3/7	図面番号　M－5
			図面名称	1階既存平面図(機械設備)	縮尺　1/100	設計者　中里 末治 一級建築士　第140843号

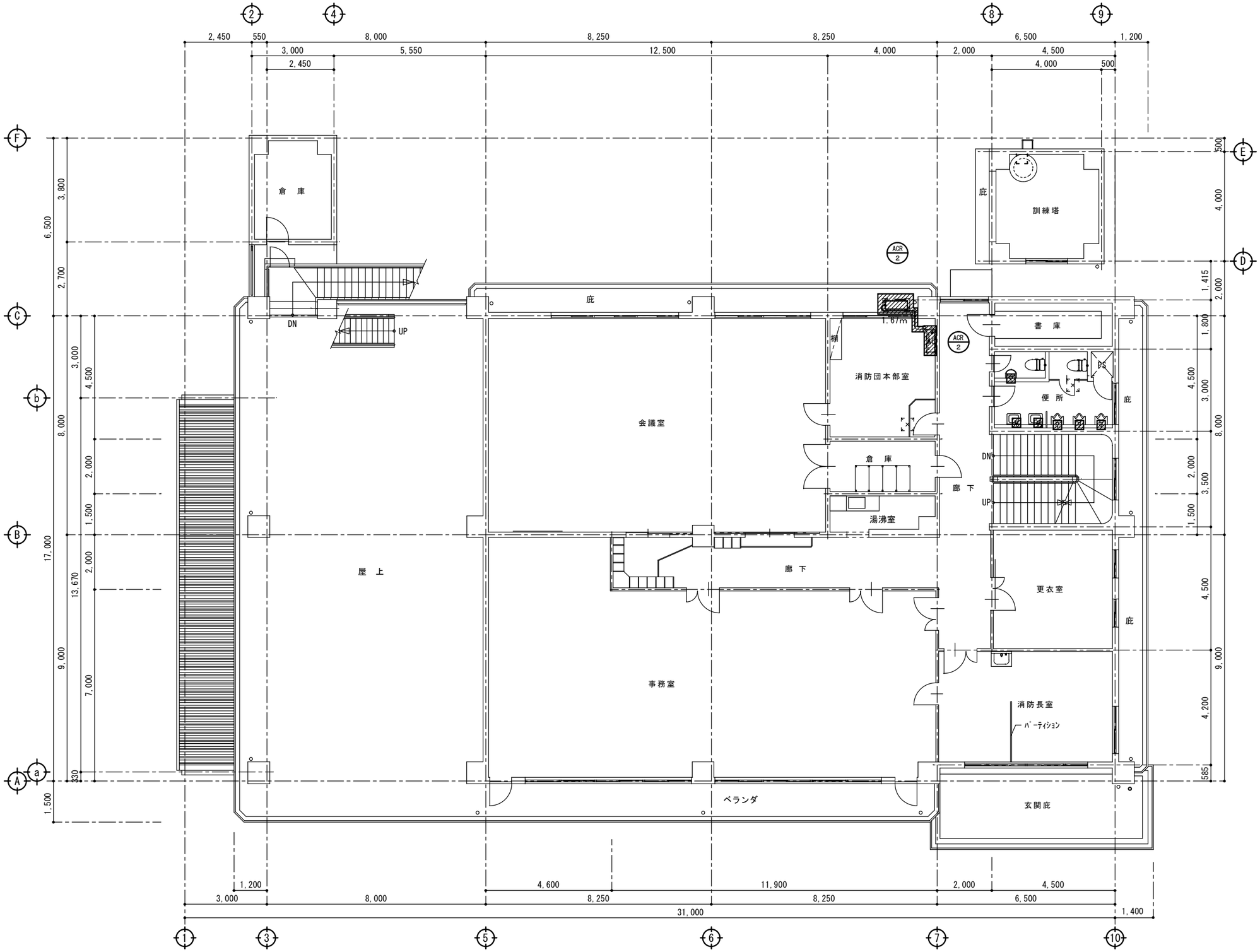

２階既存平面図　S=1/100

撤去部分

特記	Nakazato Design Office 一級建築士事務所 中里建築設計事務所	一級建築士事務所登録番号：第1-31-8号 〒896-0031 鹿児島県いちき串木野市東島平町230番地 TEL-FAX 0996-32-0281	工事名称	消防本部感染症防止対策改修工事	作成年月日 2023/3/7	図面番号 M－6
			図面名称	２階既存平面図(機械設備)	縮尺 1/100	設計者 中里 末治 一級建築士 第140843号